

## 性犯罪の公訴時効期間及び改正経緯

罪名	刑事訴訟法制定時 (昭和23年)		平成16年改正		平成22年改正(現行法)				
	法定刑	公訴時効	法定刑	公訴時効	法定刑等		公訴時効		
	死刑	15年	死刑	25年	死刑	人を死亡させた罪	廃止		
						それ以外の罪	25年		
集団(準)強姦致死 (準)強姦致死 (準)強制わいせつ致死	無期の懲役又は禁錮	10年	無期の懲役又は禁錮	15年	無期の懲役又は禁錮	人を死亡させた罪	30年		
集団(準)強姦致傷 (準)強姦致傷 (準)強制わいせつ致傷						それ以外の罪	15年		
	長期10年以上の懲役又は禁錮	7年	長期15年以上の懲役又は禁錮	10年	長期15年以上の懲役又は禁錮	人を死亡させた罪	10年(※)		
集団(準)強姦 (準)強姦						それ以外の罪	10年		
			長期15年未満の懲役又は禁錮	7年	長期15年未満の懲役又は禁錮	7年	長期15年未満の懲役又は禁錮	人を死亡させた罪	10年
(準)強制わいせつ								それ以外の罪	7年
((準)強制わいせつ) *平成16年改正以前	長期10年未満の懲役又は禁錮	5年	長期10年未満の懲役又は禁錮	5年	長期10年未満の懲役又は禁錮	人を死亡させた罪	10年		
						それ以外の罪	5年		

(注)長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪及び拘留又は科料に当たる罪の分類については、性犯罪に該当するものがないため、省略した。

※長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年